

## 広島県情報公開審査会諮問第49号

### 第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不存在とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年2月28日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「 コンサートを『後援』した際の審査表と『後援』を不承諾とした2002年の審査表及び承諾から不承諾とした審議経過を示す文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）し、また、同日、「県教委及び各教育事務所が『後援』した催しの承諾・不承諾の審査表・過去5年分」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求 に対しては、対象となる行政文書を、「 コンサートを『後援』した際の審査表（平成12年度及び平成14年度分を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）と、「 コンサートを『後援』した際の審査表（平成12年度分に限る。）と『後援』を不承諾とした2002年の審査表及び承諾から不承諾とした審議経過を示す文書」に分け、前者については、作成又は取得していないこと、及び保存年限満了により廃棄したことを理由に、行政文書不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年3月14日付けで異議申立人に通知した。また、後者については、行政文書不開示決定を行い、同日付けで、異議申立人に通知した。

一方、本件請求 に対しては、実施機関のうち後援名義の使用承諾に係る事務を行っている担当部署（本庁各課及び各教育事務所）が一斉に行政文書の不開示又は不存在の決定を行い、平成15年3月14日付けで異議申立人に通知した。このうち、備北教育事務所では、対象となる行政文書を、「備北教育事務所が『後援』した催しの承諾・不承諾の審査表・過去5年分（平成11年度、平成12年度、平成13年度及び平成14年度〔4月から2月〕分を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）と、「備北教育事務所が『後援』した催しの承諾・不承諾の審査表・過去5年分（平成11年度、平成1

2年度，平成13年度及び平成14年度〔4月から2月〕分に限る。）」に分  
け，前者については，保存年限満了により廃棄したことを理由として，行政  
文書不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い，また，後者につ  
いては，行政文書不開示決定を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は，平成15年5月13日，本件処分 及び本件処分 （い  
ずれも行政文書不存在の決定）を不服として，行政不服審査法（昭和37年法  
律第160号）第6条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，全部開示の決定を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申  
立ての理由は，おおむね次のとおりである。

実施機関は，平成14年7月1日，異議申立人以外の者の行政文書開示  
請求に対し，平成14年 月 日付で コンサート（以下「本  
件コンサート」という。）の後援を不承諾とした際の審査表を開示して，こ  
の文書が存在することを明らかにしており，本件対象文書 及び を廃棄  
したり，作成又は取得していないとの実施機関の主張は明らかに虚偽であ  
る。

行政文書は，保存年限が過ぎたからといって，すぐに処分するものでは  
なく，しばらくは倉庫に保管し，倉庫が一杯になったら処分するはずであ  
る。

なお，本件処分 に関し，実施機関は，平成11年度分と平成13年度  
分の審査表については，本件コンサートの後援名義の依頼を受けていない  
ため不存在であると説明しているが，そのことは了解している。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合  
すると，行政文書を不存在とした理由などについては，おおむね次のとおり  
である。

## 1 本件処分 について

### (1) 平成10年度以前分の文書について

教育事務所における文書事務の取扱いについては、広島県教育委員会事務局等文書事務取扱規程（昭和37年広島県教育委員会教育長訓令第4号。以下「文書事務規程」という。なお、文書事務規程は、平成13年4月1日に、「広島県教育委員会事務局等文書管理規程」に改正された。）の定めるところによることとなっており、後援名義の使用の承諾に係る文書の保存年限は、文書事務規程第11条の5第2項の規定に基づいて、本庁・地方機関とも3年とされているところ、平成10年度以前分の当該文書の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の属する会計年度（すなわち、遅くとも平成10年度）の翌会計年度（すなわち、遅くとも平成11年度）の4月1日から起算して3年後である平成13年度の末日をもって満了しており、本件開示請求がなされるまでには廃棄されている。

したがって、備北教育事務所は本件対象文書のうち平成10年度以前分を保有していない。

### (2) 平成11年度及び平成13年度の文書について

備北教育事務所は、平成11年度及び平成13年度において、本件コンサートに関し後援名義の使用承諾の依頼を受けていないから、そもそもこれを取り扱った文書を作成していない。

## 2 本件処分 について

1(1)で述べたとおり、平成10年度以前の後援名義の使用承諾に係る文書は保存年限満了により既に廃棄しており、本件対象文書を保有していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分 について

本件対象文書は、備北教育事務所（平成12年度までは、「三次教育事務所」。以下「備北教育事務所」で統一する。）が、本件コンサートに対する後援名義の使用依頼を受けて、承諾し、又は不承諾とした際の審査表のうち、平成10年度以前分、平成11年度分及び平成13年度分であり、本件処分は、これらの文書について、不存在と決定したものである。

実施機関の説明によると、本件対象文書のうち、平成10年度以前分

の審査表については、保存年限が満了し、廃棄したため存在せず、また、平成11年度分及び平成13年度分の審査表については、そもそも本件コンサートに対する後援名義の使用が依頼されていないため存在しないという。

このうち、平成11年度分及び平成13年度分の審査表が存在しないことについては、異議申立人においても争いがないので、以下、平成10年度以前分の審査表を廃棄したため存在しないとするについて検討する。

#### (1) 文書の廃棄に関する手続について

文書事務規程によれば、教育事務所などの地方機関における文書の管理は、次のとおりである。

文書の保存年限は、通常、ファイル管理者が地方機関の長の承諾を得て作成するファイル管理表で定められる。ファイル管理表に保存年限の定めのない文書の保存年限については、当該文書の内容、性質等及びファイル管理表に保存年限の定めのある他の文書の保存年限を考慮して、地方機関の長が定めることとされている（第11条の5第2項）。

事案の処理が完結した文書（以下「完結文書」という。）は、事案の処理が完結した日の属する会計年度（以下「完結年度」という。）の翌会計年度の4月1日から起算して保存年限が満了した後に廃棄される（第11条の5第3項及び第51条第1項）。

なお、完結文書は、原則として完結年度の翌会計年度の終了の日が経過した後、文書目録を添えて、主務課長から文書事務取扱主任（教育事務所にあつては、総務課長）に引き継がれ、保存年限が経過した文書は、文書事務取扱主任において廃棄されることとされている（第45条、第48条及び第51条）。

#### (2) 本件対象文書 のうちの平成10年度以前分を廃棄したとすることについて

まず、実施機関は、後援名義の使用の承認に係る文書の保存年限は文書事務規程第11条の5第2項の規定に基づいて、本庁・地方機関とも3年とされていると説明しているが、(1)で述べたように、同条同項では、文書の保存年限等は、通常、ファイル管理表に定めるところによることと定められているにすぎず、後援名義の使用の承認に係る文書の保存年限が3年と定められているわけではない。また、平成10年度以前の備北教育事務所のファイル管理表では、後援名義使用に関する文書の保存年限は定められていなかった。

この点について、実施機関は、本庁で3年と定めている部署があるこ

とから、備北教育事務所でもこれを3年としていたと説明している。

平成10年度以前分の本件対象文書の保存年限が、実際にどのように定められていたかを確認できる文書は残されていないということであるが、例えば、本庁の文化課のファイル管理表では、芸術・文化事業の共催・後援に係る文書の保存年限は3年と定められており、こうした本庁における取扱いに準じて、3年としていたという説明は不自然とはいえない。なお、備北教育事務所では、平成16年度のファイル管理表においては、「生涯学習振興・共催・後援」に係る文書の保存年限を3年と定めている。

そうすると、(1)で述べた文書事務規程の手続によれば、平成10年度中に事案の完結した保存年限3年の文書は、平成11年4月1日から起算して、平成14年3月31日で保存年限が満了し、その後廃棄されたことになる。

実施機関によると、平成14年3月31日に保存年限が満了した文書は、業者に委託して同年8月29日に溶解処理により廃棄したということであり、当審査会においても、廃棄したことを証する書類を確認している。

もっとも、備北教育事務所では、文書を文書事務取扱主任に引き継ぐ際に作成することとされている文書目録を作成していなかったため、平成14年8月29日に廃棄した文書の中に本件対象文書のうちの平成10年度分が含まれていたかどうかは確認できない。

しかしながら、保存年限が経過した文書を廃棄することは、文書事務規程に基づく適正な手続なのであって、廃棄したとする実施機関の説明が不合理であるとはいえない。

また、平成10年度分の審査表が廃棄されていたのであれば、それ以前の年度分の審査表も既に廃棄されているものと考えられる。

なお、異議申立人は、実施機関が別の開示請求者に対して、本件コンサートの後援を不承諾とした際の「共催・後援・協賛審査表」を開示して、この文書が存在することを明らかにしていることを指摘し、本件対象文書及びを廃棄したという実施機関の主張は明らかに虚偽であると主張しているが、開示したのは平成14年度の文書であるから、それが存在することが、平成10年度以前の文書も廃棄していないということの論拠にはならない。

したがって、本件対象文書が存在すると認める理由はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

## 2 本件処分 について

本件対象文書 は、備北教育事務所が後援した催しの承諾・不承諾の審査表・過去5年分のうち、平成11年度、平成12年度、平成13年度及び平成14年度(4月から2月)分を除くもの、すなわち平成10年度分の審査表であり、本件処分 は、この文書について、不存在と決定したものであるが、1(2)で述べたように、平成10年度分の審査表は、保存年限が満了したため、平成14年に廃棄したものと考えられる。

したがって、本件対象文書 が存在すると認める理由はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 6 . 24	・ 諮問を受けた。
15 . 7 . 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 7 . 31	・ 実施機関から理由説明書を受理した。
15 . 8 . 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 (異議申立人から、意見書の提出はなかった。)
15 . 12 . 16 (平成 15 年度第 9 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
16 . 1 . 29 (平成 15 年度第 10 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
16 . 4 . 30 (平成 16 年度第 1 回審査会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
16 . 6 . 22 (平成 16 年度第 2 回審査会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
16 . 7 . 26 (平成 16 年度第 3 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
16 . 8 . 31 (平成 16 年度第 4 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
16 . 9 . 22 (平成 16 年度第 5 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
16 . 10 . 18 (平成 16 年度第 6 回審査会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

広島県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

飯 岡 久 美	弁護士
甲 斐 克 則 （ 会 長 ） 平成 16 年 6 月 30 日まで	早稲田大学大学院法務研究科教授
新 宅 富 士 夫	広島テレビ放送株式会社報道局次長
西 村 裕 三 （ 会 長 ） 平成 16 年 7 月 1 日から	広島大学大学院社会科学研究科教授
野 曾 原 悦 子	弁護士
水 鳥 能 伸	安田女子大学助教授